

建都計第 357 号
平成 29 年 5 月 30 日

認定N P O 法人ホタルのふるさと瀬上沢基金
理事長 角田東一 様

横浜市長 林 文子

学校用地の市街化編入は教育軽視について（回答）



さきに陳情（平成 29 年 5 月 16 日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

現在、本市では、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの全市的な見直しについて都市計画手続を進めています。

今回の線引き全市見直しにあたっては、横浜市都市計画審議会の答申や市民意見募集等によりお寄せいただいたご意見を踏まえて、平成 27 年 3 月に見直しの基本的な考え方や基準等を定めた、「横浜市の都市づくりの基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を策定しました。

この基本的考え方では、「市街化区域への編入を行う必要がある区域」として、既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、既に市街地を形成している区域等については、平成 22 年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、市街化区域へ編入することとしています。地区の選定基準では、既存の市街化区域と一体の市街地を形成しているおおむね面積 0.5 ヘクタール以上の地区であること、都市的利用（宅地や駐車場、道路等に利用されている土地）が 9 割以上であること、農地、樹林地等が 1 割未満であること、土地利用に応じた道路、下水道等のインフラが配置されていること等、周辺土地利用との明確な区分を考慮しつつ、まとまった農地を除き、原則として、道路や河川等の地形地物で定めています。なお、学校用地については、都市的利用（宅地）としています。

以上の考え方に基づき、学校用地についても、線引き見直しの基本的な考え方や基準に基づき、既に建物が立地するなど市街化が一定程度進んでいる区域は、市街化区域に編入することとしています。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によろしくお伝えください。

担当 建築局都市計画課

電話：045-671-2658

FAX：045-664-7707